

# リース及びリース事業等に関する規制・制度改革提言（平成 27 年度）

平成 27 年 10 月 30 日  
公益社団法人リース事業協会

当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言（23 項目）を取りまとめて、政府の規制改革会議に提出した。

今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

## 〈提言項目〉

### 1. 競争政策（8 項目）

- 国のリース契約の長期継続契約化
- 各種補助金制度の改善
- 各種補助金制度に係る設備調達方法の制限撤廃
- 競争入札参加資格申請の統一・簡素化
- 金融機関のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和（リース取引の範囲）
- 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和
- 議決権保有制限の緩和【新規】

### 2. 医療（4 項目）

- ファイナンス・リース取引終了後における中古医療機器売却時のメーカー宛事前通知の合理化
- 医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化
- 医療機器リースの入札
- S P C が医療機器を貸与する場合の取扱い【新規】

### 3. 環境・エネルギー（6 項目）

- 地熱資源開発資金債務保証制度のリース適用
- 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し
- 電子マニフェストの登録期限見直し
- 自治体条例等を一括閲覧できるサイトの構築【新規】
- フロン排出抑制法における第一種特定製品の点検頻度の見直し【新規】
- 外為法運用の明確化及び簡素化【新規】

### 4. 運輸その他（3 項目）

- 自動車登録システムと自動車税の徴税システムの一体化【新規】
- リコール情報の開示【新規】
- 非自行船（台船等）の保存登記【新規】

### 5. 地域活性化（2 項目）

- 公的不動産の有効活用
- 公共建物リース方式の活用

※【新規】は平成 27 年度の新規提言項目（それ以外の項目は昨年度提言項目）

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
国のリース契約の長期継続契約化	<p><b>【具体的内容】</b>            ①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。            ②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p><b>【提案理由】</b>            現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない(平成27年度予算書:一般会計116件、特別会計26件)。国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p>
各種補助金制度の制度改善	<p><b>【具体的内容】</b>            ①リースが対象となる各種補助金制度について、リース期間を補助対象物件の耐用年数以上としている制度があるが、この制限を撤廃すること。            (例)・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金(経済産業省)            ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(環境省)            ②国の各種補助金制度を活用したリース契約について、リース借主が破綻した場合、受領済みの補助金を国へ返戻する規則を撤廃すること。            ③農業分野向け助成事業について、対象設備の拡充を図ること(農林水産省)。            ④各種補助事業の実施報告業務の電子化を図ること(農林水産省)。            (例)・農業助成リース事業</p> <p><b>【提案理由】</b>            ①リースが対象となる補助金制度について、リース期間が補助対象物件の耐用年数以上という条件が付いている場合があり、リースでの利用が困難となっている。補助対象設備の使用者のニーズに合わせてリース期間が設定できれば、補助対象物件の更なる導入が促進され、補助対象事業の目的促進に大きく寄与するとともに、公正かつ自由な経済活動が促進される。            ②受領済みの補助金を国へ返戻する規則を撤廃する施策により、補助金活用取引の増加と、民間企業による設備投資の活発化が期待され、新たなリースマーケット創出につながる。            ③現行の生産性向上に寄与する設備に加え、新たな技術革新が期待できる設備や周辺設備を助成対象とすることにより、わが国農業の更なる生産性向上に寄与することができる(新たな設備例:地熱システム、炭素繊維強化プラスチック素材のハウス等)。            ④例えば、事業実施報告用のWEBサイトを立ち上げ、WEB上で報告できるようにすることにより、制度利用の利便性が向上し、顧客、事業実施主体の制度利用が促進される。</p>
各種補助金制度に係る設備調達方法の制限撤廃	<p><b>【具体的内容】</b>            ①リースが利用できない補助事業について、リースにより設備を調達した場合も補助対象とすること。            (例)・私立学校施設整備費補助金(文部科学省)            ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(経済産業省)            ②オペレーティング・リースを利用した場合も各種補助金制度の適用対象とすること。</p> <p><b>【提案理由】</b>            補助金制度は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択肢を拡げること、対象事業の推進に繋がる。リース・割賦を補助金制度の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、補助対象事業が更に促進され、政策目的に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。</p>

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
「競争入札参加資格」申請の統一・簡素化	<p>【具体的内容】 全国もしくは都道府県単位で「競争入札参加資格申請」の一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。</p> <p>【提案理由】 「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。しかも、申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。「競争入札参加資格審査申請」手続きを簡素化・統一化することにより、「自治体」「民間事業者」双方の事務効率化が促進され、公正かつ自由な経済活動も促進される。</p>
銀行または銀行持株会社のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和	<p>【具体的内容】 債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を①リース債権の回収、②不動産の保有・管理及び売却に限り規制を緩和すること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。</p> <p>【提案理由】 リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる、との金融庁回答がある。債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資する。本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化すること。昨年度においても、本提案を行い、所管省庁から「検討予定」とする回答が公表されており、平成27年度中に当協会提言を踏まえた規制緩和を実施すること。</p>
銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 - リース取引の範囲	<p>【具体的内容】 現在、銀行または銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定められているが、リース子会社が負担するリスクが賃貸リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務も、リース子会社が営むリース業務として明示的な措置を講じること。</p> <p>【提案理由】 昨今、顧客ニーズの多様化、変化により、リース子会社に対して、一般的な設備リースに加えて、リース物件に付随する以下のようなサービス・役務提供が一体となった「サービス契約」として「支払を一本化したい」というニーズが高まっているものの、リース子会社が形式的にでもサービス・役務提供者になることは業務範囲規制により認められていない。 (例)・リース物件で加工する原材料供給やリース物件のメンテナンスサービス等 ・リース物件がエネルギー供給装置の場合は、ガス等のエネルギーの供給 ・エネルギー削減サービス(ESCO)のようなコスト削減サービス等 上記のような顧客ニーズを満たすため、リース子会社が「形式的にサービス・役務提供会社となる」以下のような取引は、リース業務の範囲内として明示的に措置を講じること。 ①リース子会社は設備等の選定には一切関与せず、設備等はサプライヤーから顧客に直接導入され、 ②リース子会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供会社に業務委託し、同社が顧客に直接行い、 ③サービス・役務提供の責任負担は同社にあり、サービス・役務提供の一部又は全部が未履行となり、顧客からサービス料の支払いの一部又は全部が停止となった場合は、リース会社は同社から補填を受け、 ④また、サービス・役務提供会社が信用不安等となった場合、代替業者を用意するかサービス契約を予め規定した違約金(リース物件の未回収元本の範囲内での支払い)をもって解約できるもの。 すなわち、リース子会社が負担するリスクは、役務提供に必要な設備投資資金の回収リスクのみであり、設備の瑕疵担保責任はサプライヤーが負担、サービス・役務提供に係るリスクはサービス・役務提供会社が負担することになり、リース子会社は一切負担しない。リース子会社はあくまでも形式的なサービス業者・役務提供者の立ち位置に入るだけであり、リース子会社が負担するリスクは、実質的には設備リース(含むオペレーティングリース)のリスクと同質のものに限定されることから、異種のリスクを抱えることにはならない。 本提案は、昨年度も行い、原材料の供給等は附帯業務の範囲を超えた業務となる旨の所管省庁の回答が公表されているが、リース契約は、顧客のニーズを踏まえ締結されるものであり、リースに付帯する取引は様々な取引が考えられることから、附帯業務を広範囲に捉えることが強く望まれる。</p>

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	<p>【具体的内容】 銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。当該「子銀行から」の収入要件を、「子銀行または金融関連業務を行う会社から」の収入要件等に緩和すること。</p> <p>【提案理由】 金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社からの収入依存度規制のみでも弊害はないと考えられる。また、従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む会社の子会社にとっては、「銀行」からの収入条項があることによって、事業の効率性が阻害されているおそれがある。本規制は、親銀行等から1円でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。</p>
議決権保有制限の緩和	<p>【具体的内容】 銀行持株会社の子会社が保有できる一般事業会社の株式保有割合は、合算して15%以下に制限されている。特例として投資専門子会社を通じた①VB会社および②事業再生会社の議決権は当該規制の対象外となっている。特例措置の適用範囲を銀行持株会社の子会社(金融関連業務を行う子会社に限る)に拡充するとともに、投資先企業の範囲に以下の会社を追加する。地域活性化に資する事業を行う会社(観光、エネルギー、農業、地域インフラ供給等)</p> <p>【提案理由】 銀行法上の要件を満たさない企業からの(15%以上の)出資要請が増加しており、本規制改革によって投資機会の拡大が期待できる。引き続き特例措置適用範囲に一定の制限を設けることより、銀行本体経営の健全性に与える影響は一定の範囲内に抑制可能である。</p>
ファイナンス・リース取引終了後における医療機器売却時のメーカー宛事前通知の合理化	<p>【具体的内容】 医療機器のファイナンス・リース取引終了後、当該リース取引のユーザーに対し、当該医療機器を売却する場合は、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。</p> <p>【提案理由】 ①ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備を選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ②医療機器のファイナンス・リース取引については、厚生労働省から、ファイナンス・リース事業者は、医療機器賃貸業の許可が不要である旨の回答が示されている(平成17年3月31日厚生労働省事務連絡)。 ③すなわち、医療機器のファイナンス・リース取引を行うに際して、ファイナンス・リース事業者(リース会社)はサプライヤー(医療機器の販売業者又は製造販売業者)との間で売買契約を締結するが、当該サプライヤーがユーザーに対して、直接医療機器を搬入するなど賃貸時(ファイナンス・リース取引の開始時点まで)の管理を行うことから、リース会社は賃貸業の許可(届出)が不要とされている。 ④また、ファイナンス・リース取引において、ファイナンス・リース開始以降のリース期間中のリース物件の保守・点検・整備はユーザーが行うものとされ、通常は、ユーザーとサプライヤーとの間で保守契約が締結されている。 ⑤中古の医療機器を販売する場合、規則第170条に従い、製造販売業者に対する事前通知が必要とされているが、医療機器のファイナンス・リース取引において、売却先が当該リース取引のユーザー(使用者)である場合、リース会社が製造販売業者に対する事前通知を行うことは極めて不合理であり、この通知義務を撤廃すること。 ⑥この提言に対し、厚生労働省は、「販売行為にあたり、所有権が移転するため、必然的に医療機器に対しての管理責任は所有者に移ることとなるため、医療機器についての品質、有効性及び安全性の確保のためにも、通知を行う必要がある」旨を回答しているが(平成27年4月10日パブコメ回答)、医療機器のファイナンス・リース取引において、上記②及び③のとおり、賃貸時の医療機器の管理はサプライヤーが行い、上記④のとおり、ファイナンス・リース期間中の医療機器の管理はユーザー又はユーザーが委託した保守業者が行っていることから、所有権の移転のみに着目して、医療機器の管理を行っていないリース会社に事前通知義務を課すことは不合理である。</p>

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化	<p>【具体的内容】 医薬品医療機器等法に係る諸手続きを合理化(①一の都道府県に対して行った諸届出について他都道府県への当該届出の回付、②都道府県ごとに異なる書式の統一化等)すること。</p> <p>【提案理由】 ①医薬品医療機器等法に係る役員変更等の諸届出について、許可販売業者は許可を得ている都道府県すべてに対し諸届出を行う必要があり、事業者には過重な負担が生じている。例えば、古物営業法では、役員変更等の届出を一の公安委員会に行えば、他の公安委員会に当該届出が回付されており、医薬品医療機器等法の諸届出についても、同様の取扱いとすること。 ②都道府県ごとに異なる書式の統一化等について、現状は、届出書式が都道府県毎で定められており、許可業者は、各種届出を行う前に、それぞれの書式を入手して、それぞれの記入要領を確認しながら作成している。同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一の都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。</p>
医療機器リースの入札	<p>【具体的内容】 国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借の競争入札においてリース会社が医療機器を保守受託する場合は、修理業の許可取得業者に再委託することにより入札参加要件を満たすことができる様、医療機関へ指導すること。 ※「保守料代理回収」については、「修理業の許可」は不要。</p> <p>【提案理由】 国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借の入札案件において、医療機器賃貸借契約の内容に保守委託も含まれ、委託内容に修理を含むこと(いわゆるメンテナンス付リース)が条件として見受けられるが、薬事法の「医療機器の修理業の許可」を受けていないリース会社は、当該案件の入札参加を断念せざるを得ないことがある。 しかしながら、実態として、リース会社の役割はファイナンス機能の提供が主体であり、保守は「修理業の許可」を取得する専門業者が医療機関より別契約にて受託していることが一般的である。 リース会社が医療機器の保守受託する場合、修理業の許可取得業者に再委託する形態を契約書上明確にすれば、入札参加要件を満たしていると考えられる。 人命に多大な影響を与える「医療機器の修理業の許可」を定める法律の趣旨は大いに理解できるが、上記記載の通り、リース会社の主な役割はファイナンス機能提供であり、修理業務ではない。 リース会社における「修理業の許可」取得会社は限定されており、未取得会社のリース会社が、新たに許可を取得するには多大なコストがかかり現実的ではなく、当該取引の普及促進、ならびに公正かつ自由な経済活動の妨げとなっている。</p>
SPCが医療機器を貸与等する場合の取扱い	<p>【具体的内容】 ①SPC(特別目的会社)のアセットマネジメント会社が医療機器の貸与業及び販売業の許可を得ることにより、当該SPCが医療機器の貸与及び販売を行うことができる旨を明確化すること。 ②SPCがファイナンス・リースにより、医療機関等に対して、医療機器をリースする場合は、SPC及びSPCのアセットマネジメント会社は貸与業の許可が不要である旨を明確化すること。</p> <p>【提案理由】 今後は医療分野における資金調達が多様化や事業のアウトソーシング化に伴い、SPCから医療機器の賃貸を受けるようなビジネスが増加していく可能性があると考える。(特に粒子線治療装置のような高額機器を使用するケース) 医薬品医療機器等法ではSPCのようなペーパーカンパニーが医療機器を賃貸することは想定しておらず、貸与業者自身が営業所、営業管理者を設置することになっている。SPCのアセットマネジメント会社が設置要件を満たすことで、SPCからの賃貸を可能にするといった緩和が実現されれば今後取組が普及していくものと考えられる。</p>

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) が支援する「地熱資源開発資金債務保証制度」のリース適用	<p>【具体的内容】 リースで地熱発電設備を導入する場合についても、地熱資源開発資金債務保証制度(独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構)の対象とすること。現状は「預金業務を行う金融機関」に限定されているが、リース会社を債権者に加えること。</p> <p>【提案理由】 わが国のエネルギー供給が不安定であるなか、再生可能エネルギーの利用促進は喫緊の課題である。現在、再生可能エネルギーは太陽光発電に偏っているが、純国産エネルギーである地熱発電の普及促進を図ることにより、再生可能エネルギーの多様化が期待される。このような状況下、大規模な地熱発電事業を促進することに加えて、既存の井戸・熱水を利用した温泉発電等の小規模な地熱発電事業も促進することが必要と考える。地熱発電の一種である温泉発電は、大規模な地熱発電事業と異なり、既存の井戸・熱水を活用して発電事業を行うため、地下リスクや温泉業者との軋轢等が無く、早期に導入が進む可能性がある。しかしながら、事業主体が小規模な温泉組合や旅館であるため、発電設備に投下する資金が乏しく、リースによって発電設備を導入するニーズが高い。地熱資源開発資金債務保証制度をリースに適用することにより、全国の温泉地で同制度活用による地熱発電の導入が促進され、わが国エネルギー供給の安定化、太陽光に偏った再生可能エネルギーの多様化に大きく寄与することになる。</p>
廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し	<p>【具体的内容】 リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。</p> <p>【提案理由】 ①廃棄物処理法において、「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている(廃棄物処理法施行令第2条第2号)。 ②リース業(物品賃貸業)は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件(布団、カーテン、制服等の繊維製品)を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 ③リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者に過大な負担(関係者との相談に要する時間、処分方法が決まるまでの廃棄物の保管費用等)が生じている。 ④また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維(繊維くず)と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。</p>
廃棄物処理に係る電子 manifests の登録期限見直し	<p>【具体的内容】 電子 manifests の登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3日以上連休がある等の場合は登録期限を緩和すること。</p> <p>【提案理由】 ①廃棄物処理法において、排出事業者の電子 manifests の登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3)とされている。 ②排出事業者においては、原則として、産業廃棄物の引渡し当日に電子 manifests への登録を行うこととしているが、例えば、3連休前当日の登録ができない場合、電子 manifests への登録を行うために、担当社員に対し、やむを得ず休日出勤を命じざるを得ないか、もしくは、産業廃棄物の引渡日を変更せざるを得ない。 ③上記②の取扱いは不合理であり、3日以上連休がある場合等に限り、登録期限を緩和すること。</p>



提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
自治体条例等を一括閲覧できるサイトの改善	<p>【具体的内容】 廃棄物処理法の運用は、都道府県及び政令市に移管され、各自治体において関係条例が制定されているが、関係法令及び条例を遵守するために、排出事業者が関係条例を確認することは必須であり、関係条例を掲載している環境省ホームページを改善すること。</p> <p>【提案理由】 ①環境省ホームページ(※)において、都道府県及び政令市における廃棄物・リサイクルに関する条例等が掲載されているが、条例のファイルが掲載されている自治体がある一方、当該自治体へのホームページにリンクされている自治体(一部リンク切れもあり)があり、掲載方法が統一化されていない。一覧性を高めるために掲載方法を統一化すること。 (※) <a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/local/regulation.html">https://www.env.go.jp/recycle/waste/local/regulation.html</a> ②条例等に関する情報が網羅されていない(条例の施行規則などが未掲載の自治体)ことから、各自治体に確認せざるを得ない。環境省ホームページの情報を適時に更新すること。 ③上記①・②の改善を図るとともに、域外産業廃棄物の搬入規制の有無など、一覧性の高い資料を掲載すること。</p>
フロン排出抑制法における第一種特定製品の点検頻度の見直し	<p>【具体的内容】 第一種特定製品の点検頻度について、年1回の定期点検が必要な機器は、簡易点検(3ヶ月に1回)を省略できるものとする。</p> <p>【提案理由】 ①フロン排出抑制法では、第一種特定製品(業務用のエアコンディショナーおよび業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの)の管理者に対して、3か月に1回以上の簡易点検に加え、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器の場合には、十分な知見を有する者による1年に1回以上(圧縮機の定格出力が7.5-50kW未満の空調機器については、3年に1回以上)の定期点検を義務付けている。 ②第一種特定製品について、フロンが漏えいする主な原因は、長期間にわたる冷媒装置の劣化であり、短期で冷媒配管が腐食あるいは損傷する事象は僅少であると考えられ、3か月に1回以上の簡易点検は過剰なものであると料する。 ③したがって、第一種特定製品について、定期点検が上乗せされる場合には、簡易点検を省略できるものとする。</p>
外為法運用の明確化及び簡素化	<p>【具体的内容】 リース終了物件を輸出する場合、外国為替及び外国貿易法の運用等が複雑なため、運用の明確化及び簡素化をすること。</p> <p>【提案理由】 ①リース終了物件のリサイクルやリユースは、日本国内に限らずグローバルに拡大しており、リース会社もしくは関連中古機械商社は、リース会社の持つ精緻な物件管理や、金融機関や大手商社グループのコンプライアンス遵守に基づき中古物件の適切な輸出を行っている。 ②輸出管理に関しては、外為法が規定されているが、その運用は、運用通達や経済産業省ホームページのQ&amp;Aで規定され、規制変更がQ&amp;Aで行われるなど複雑になっており、日本でリースが終了した物件のリサイクル・リユースのグローバル化を阻む一要因となっている。 ③本件の規制緩和を行うことで、リース終了物件のリサイクル・リユースを拡大し、地球環境保全にも貢献するものと思われる。</p>

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
自動車登録システムと自動車税の徴税システムの一体化	<p>【具体的内容】 「自動車登録システム」と「自動車税の徴税システム」を一体化して運用すること。</p> <p>【提案理由】 「自動車登録システム」は国が運営し、「自動車税の徴税システム」は地方自治体が運営していることから、両システムが一体化していない。一部連携(「自動車登録システム」のデータを「自動車税の徴税システム」に反映)している部分もあるが、両システム間にタイムラグがあり、「自動車税の徴税システム」のデータがアップデートされていない場合がある。 両システムを一体化することにより、次のようなメリットが期待でき、利用者・行政機関ともに、効率化が図られる。 ①内容の重複する書類を国・地方自治体の双方に提出する利用者の事務負担が軽減されるとともに、これを国・地方自治体の双方で確認する行政の事務の効率化が図られる。 ②両システムを一体化することにより、「自動車税の徴税」データについて常に最新のものを確認することができる。</p>
リコール情報の開示	<p>【具体的内容】 現在、自動車の使用者のみに通知が行われているリコールに関し、所有者の立場であるリース会社へリース車両のリコール対象・非対象、実施状況についての情報開示の改善(メーカーからの通知やホームページでの開示方法の改善等)を図ること。</p> <p>【提案理由】 現在、リコールに関しては、自動車の使用者のみにに対し、通知が行われており、所有者の立場であるリース会社には情報開示がなされていない。国土交通省のホームページにリコール情報は開示されているものの、型式毎の検索が必要になるなど、リース会社が確実にリコール情報を得られる体制になっていない。メンテナンスや車両管理などを担うリース会社が確実にリコールの情報を得ることで、使用者の安全へも寄与することになるとと思われる。</p>
非自行船(台船等)の保存登記	<p>【具体的内容】 所有者(リース会社)に非自行船(台船等)の所有権保存登記を認めること。</p> <p>【提案理由】 非自行船(台船等)の所有権の保存登記をしようとする場合、建設機械打刻登記の方法があるが、保存申請者は建設業者でなければ所有権の保存登記できず、また、所有権の保存登記をしても乙区に抵当権等以外の設定がなければ、1ヶ月でその謄本は閉鎖されてしまう。非自行船(台船等)について、建設業者以外の者も所有権の保存登記が出来るようになれば、ファイナンスリースやオペレーティングリース等の可能性が広がり、老朽化が進む同業界での設備更新ニーズが高まると予想される。</p>



提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
公的不動産の有効活用	<p>【具体的内容】 教育施設等の公的不動産の有効活用を促進するため、リースバック等に係る制約の撤廃もしくは制約がない旨を地方自治体に周知徹底すること。</p> <p>【提案理由】 PRR戦略では、公的不動産の有効活用のもと経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運営を推進する旨の考え方が示されている。現在地方公共団体所有の不動産は420兆円程度あり、老朽化・集約化が課題となっているが、例えば、地方自治体が教育施設(学校・公民館等)等の公共施設を転用・改修・複合化を目的として民間企業に売却する場合、行政財産を普通財産に転換する、或いは、中央省庁からの補助金・交付金等がある場合は処分できないなど制限が多く流動性面での制約がある。これらの点を緩和し、企業へのセール・アンド・リースバック等による売却などが容易になれば、財政の健全化だけでなく公共施設の転用、改修、複合化を促進させることができより効率的な都市開発の実現(コンパクトシティ等)にも繋がるものと考え。また、仮にリースバックに係る制約がない場合は、このような制約がない旨を地方自治体に周知徹底することにより、公共施設の転用等が促進される。本提案は昨年度も行っているが、関係省庁(内閣府、総務省、国土交通省、文部科学省等)からの回答がなされていない。地域活性化は重要な政策課題の一つであり、関係省庁においては、本提案に対する回答を早急に行うこと。</p>
公共建物リース方式の活用	<p>【具体的内容】 PPP事業における公共建物リース方式における補助金、交付金について、建物の所有者がリース会社となる場合も適用すること。</p> <p>【提案理由】 PPP事業における公共建物リース方式では、所有者が自治体でないと、中央省庁の交付金が充当できないケースが多く普及が進まない。各自体からは、有効な手法として検討したいとの意向が多いことから、建物所有がリース会社であっても、自治体が使用するものには補助金・交付金を充当できるよ修正すること。本提案は昨年度も行っているが、関係省庁(内閣府、総務省、国土交通省、文部科学省等)からの回答がなされていない。地方活性化は重要な政策課題の一つであり、関係省庁においては、本提案に対する回答を早急に行うこと。</p>